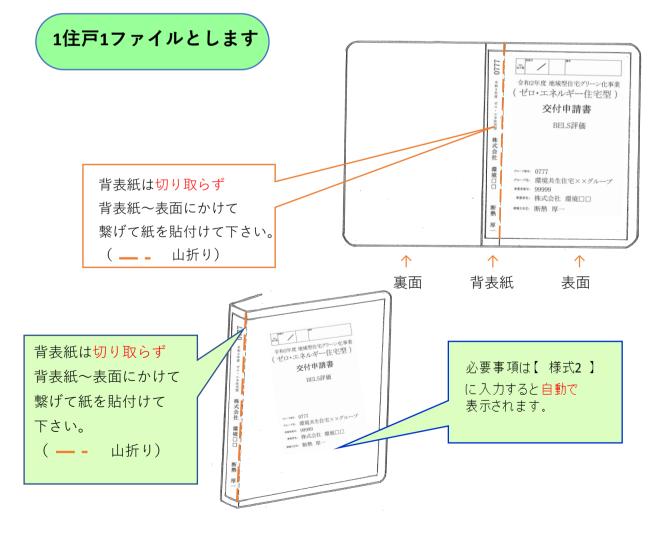
令和2年度地域型住宅グリーン化事業

交付申請書【ゼロ・エネルギー住宅型】の作成要領

- 1) 交付申請者が作成してください。 但し、質疑応答はグループ事務局の担当者とのみ行います。
- 2) 作成要領を参照の上申請毎に<u>3部作成</u>し、<u>正1部と控え1部をグループ事務局へ提出してください</u>。 ※残りの1部は交付申請者(施工事業者)の控えとして必ず保管してください。 グループ事務局の担当者とは、控えがあることを前提として、審査の質疑応答を行います。
- 注) **各様式**の内、押印書類は必ず「<u>原本</u>」を提出してください。(カラーコピーは不可) (請負用の共同事業実施規約は「写し」の提出になります。ご注意ください。)
- 3) 申請図書は、A 4 紙製2穴 フラットファイルに綴じて提出してください。(1住戸 1ファイル)(リングファイルやバインダーは使用しないでください。)フラットファイルの表紙及び背表紙には、<u>様式エクセルの中の「ファイル表紙」</u>をプリントアウトして糊付けしてください。(下図参照)
- 4) 書類の大きさは原則としてA4とします。
 設計図書(平面図、立面図等)の場合、A3サイズとし、この場合はA4サイズに折ってください。
 尚、A3の図面をA4に縮小するのは避けてください。
- 5) 要求されていない書類は提出しないでください。
- 6) 提出書類の一覧については様式エクセルファイルのチェックシートをご活用ください。



様式2(ゼロ・エネ型 BELS用)

b)補助対象事業の省エネ改修に係る計画、省エネ計算、施工 内で研修を行うとともに、当該研修の結果を踏まえ、必要 ること。

採択通知書の3ページ目に記入 してあるのが**グループ番号**です。 赤丸で囲っている番号を様式に 記入してください。 09- 0 + + + (0 • • •)

4. 附帯条件及び留意事項

グループ番号

・2 (1) 長寿命型 (長期優良住宅)、(3) 高度省エネ型 (認定低炭 定住宅)、(5) 省エネ改修型、(6) 優良建築物型については別紙 必要な書類が整った日以降、 グループ事務局に提出する日 を記入してください。

原本提出

修正箇所がある場合 「原本再提出」となる 為、提出前に必ず記入 内容をご確認ください。

令和2年度の事業者番号下5桁 を記入してください。

事業者番号 9 9 9 9 9 令和 2 年 ◎ 月 □ 日

地域型住宅グリーン化事業実施支援室 殿

令和2年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請書

適用申請書に登録 している同内容で 記入してください。 内容が変わる場合 は、計画変更の手 続きを行ってくだ さい。

令和2年度地域型住宅グリーン化事業に要する費用について、補助金の交付を受けたいので、令和2年 度地域型住名グリーン化事業補助金交付規程第5の規定により、関係書類を添えて下記の通り申請しま す。申請にあたっては、交付申請者及び対象住宅が本事業の要件やグループの共通ルールに適合してい ること、交付申請者及び対象住宅の建設に関係する法令を遵守することに間違いありません。 なお、グループ 代表者及び事務局担当者を申請代理人と定め、令和2年度地域型住宅グリーン化事業

記

補助金の交付申請等の手続きに関する一切の権限を委任します

所属するグループ名を正確に記入してください。

<法人>

<個人>

実印

ΕIJ

会社の代表者

個人事業主の

個人事業主は、

本(三ヶ月以内 に発行された

もの) の提出

が必要です。

「マイナン バーの記載が ない印鑑登録 証明書」の原

1. 交付申請者

0 7 7 7 所属グループ番号 所属グループ名称 環境共生住宅××グループ

会社の代表者印 法人・個人事業主 株式会社 環境□□ 個人事業主 床下 伝二 代表者氏名 印 住 東京 新宿区揚場町□○-×××

契約形態の該当 項目にチェック を記入してくだ さい。

大仏中部ナットウの海岸ナ州

•	<u> </u>	中間りる圧化 v	/ 建架工守						
	契	約 形態		フリガナ ダンネツ コウイチ					
		請負契約(新築)	建築主名① 物件名(売買の場合)	断熱 厚一					
l		請負契約(改修)		フリガナ ダンネツ アツコ					
		 売買契約(新築)	建築主名②	断熱 厚子					
	※浦名の場合は建築主名のに代表の古 他の古は建築主名のに記え」他の古が複数の場合は建築主名のに併記								

売買契約による場合は「○○○タウンハウス△号棟」等√特定できる名称を記入

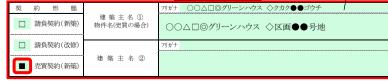
3.補助事業の概要(様式3のとおり)

- 4.事業の工事着工日(着工予定日) (様式3のとおり)
- 5.事業の完了日(完了予定日) (様式3のとおり)
- 6.交付申請額・算出方法及び事業経費の配分(様式4/または 様式4-2のとおり)

(注意事項)

- 1. 交付申請書は、1住戸につき1枚作成してください。 2. 修正液、修正テーブ等や訂正印での修正はできません。(提出書類共連

売買の場合(建築主名に<u>物件名を記入</u>)



請負契約書の建築主が連名の場合、 交付申請する建築主も連名としてください。

様式3(ゼロ・エネ型 BELS用)

工事着工(予定)日を記入してください。 請負契約物件のみ契約の締結日を記入してください。 事業完了とは、 ※改修物件は工事開始(予定)日 (売買物件は記入不要) ・工事の完成 ・引渡し完了 グループ番号 0777 ・工事費の支払 対象住宅・建築物の概要 い完了 確認事項が、 1. 工事請負契約の締結日 全て遵守されてい 令和 2 年 △ 月 ○○ 日 - 諸負契約の場合に記入 上記の全てが ること必ず確認し 2.工事着工日(着工予定日) 整った日を指し てから、チェック 令和 2 年 ◇ 月 △△▲日 ます。 を記入してくださ 3. 工事着工日(着工予定日)に関する確認 (改修の場合は改修工事の開始日) い。 「2.工事着工目(着工予定目)」について以下のことを確認しました ・採択通知目以降であること ※ ・根切り工事及び基礎杭打ち工事、柱状改良工事前であること 確認事項 ・着工に関わる関係法令を遵守していること *売買は上記項目を踏まえ「年度内の着工」である。 着工していないこ 4.採択通知日より前に着工していないことが確認できる書類 対象住宅の とが確認できる書 * -採択通知日以降に所定の内容が記入された看板を入れて撮影した「着工前の現地写真」 ※ 「建設地、構造、 類について、 採択通知日以降に交付された「確認済証」※ 階数、面積、用 何れかを選択して 途| にチェックを 5.事業の完了日(完了予定日) 頂き確認できる書 記入してください。 ※事業完了(支払い全額精算かつ引渡し)日、または 2 年 ◇ 月 ◇◇ Н 令和 完了実績報告提出期限の何れか早い日 類を提出してくだ ※住宅以外の用途 さい。 6.対象住宅の概要 との併用住宅の場 (どちらか1つを提 合、BELS評価書は 都道 新宿区揚場町△△□-○○ ▲ 東京 出) 住宅部分のみで取 得していただきま □ 住居表示のため ■ その他(契約書は分筆前のため □ 分筆前のため 構 浩 ■ 木浩のみ □ 混構告(木浩+鉄筋コンクリート告、木浩と鉄骨 地上 2 階 契約書の建設地と表記が異なる場合は、理由を 三世代加算を申請 対象住宅の面積 115.28 ㎡ (少数点第三位) 記入してください。 する場合のみ、調 住宅(インナーガレージ付) 住宅以外の用途との併用住宅 ■ 住宅のみ 理室等の数を記入 交付申請時点のゼ 7.三世代同居対応住宅に設置する調理室等の数(三世代同居加算を対象とする場合) してください。 口・エネルギー住 調理室 2 ヵ所 2 力所 女 関 カ所 浴室 1 ヵ所 便 所 1 宅の性能の概要値 8.ゼロエネルギー住宅の性能の概要(計画) として各数値を記 地地 該当する地域区分 6 入してください。 建設地の地域区分 Ro 太陽光を除くエネルギー削減率 (%) 20 25 ※基準値ギリギ を選択してくださ R 全体のエネルギー削減率 (%) 100 132 リの計画の場合、 い。 UA 外皮平均熱貫流率 $\lceil w/(m^2 \cdot k) \rceil$ 0.60 0.45 改正建築物省エネ 竣工までの仕 ※太陽光パネルの 太陽光発電設備 システム容量 6.65 kw 法で地域区分が見 様・設計変更に 直されています。 より最終的に要 ※BELSの審査機関に申請する際は、BELS申請書の 経過措置(新旧の 件未達になるこ 下記の項目に必ずチェックを記入して申請してください。 地域区分どちらを とが懸念されま 【4.外皮性能に関する表示】 使用して省エネ性 (仕様基準の場合は「適合」のみ、以下の□チェックは不要) 宅 : ■ 適合 • □ - (対象外) 能を評価してもよ ・U_Aの値の記載 (※ ■ 希望する) ※ □ 希望しない) ゆとりのある計 いこととする)は、 (※ □ 希望する ※ □ 希望しない) 画をお願いしま 2021年3月31日ま 「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」等に関する表示】 す。 でです。 ■ 『ZEH』 (ZEHマーク+「ゼロエネ相当」 □ Nearly ZEH (ZEHマーク ZEH Oriented (ZEHマーク) □ ゼロエネ相当

指定書式(ゼロ・エネ型 BELS用)

良い撮影例

「カラー(色付き)」で提出してください。

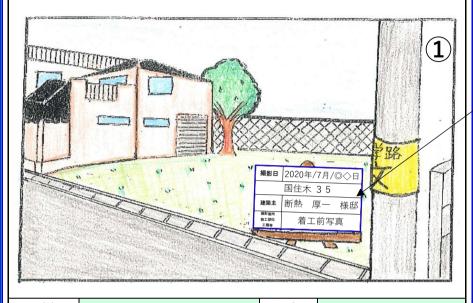
前面道路及び周 辺の建物等を写 し込んだ着工前 の敷地全景写真 を2枚貼付。

異なる2箇所から、異なる方向の周辺の建物等を写し込むことができる位置を 撮影したてくださ 提出してください。

写真を貼付ける際は、縦・横の比率を変更せず、枠いっぱいによりでしていたがったがでいた。

対象住宅・建築物の着工前の現地写真

採択通知日以降の着工前の写真



写真の中には、

- ・採択通知番号
- ・撮影日
- ・建築主名または 物件名

上記項目が記入してある看板が写し込まれている写真を提出してください。

採択日まで未着工で あることを確認しま す。

※丁張(遣り方)まで は未着工とします。

※根切工事、柱状改良、基礎杭打ち工事は
は者工となります。

※建替え等で既存建 物がある場合も撮影 のうえ提出してくだ さい。

※積雪で地面が見えない場合も撮影のうえ お提出してください。

原則、電子黒板は使 用不可。

「マニュアル第1章 4.3現地の写真撮影」 及び「マニュアル第1 章別添2」を参照く ださい。 ・ 言憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するデジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェ

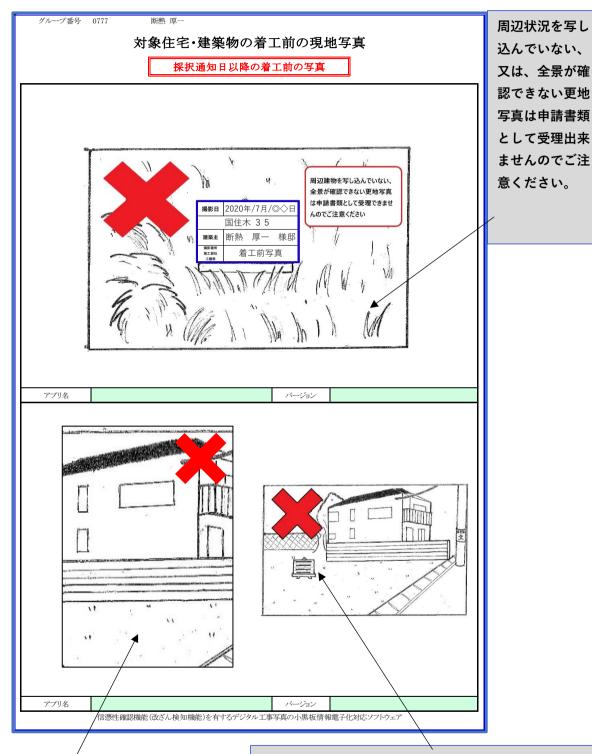
> 必ず提出する「**配置図**」 にマーカー(色付き)を使 用して**写真方向を**記入 してください。

写真方向と貼付写真がわ かるように記入してくだ さい。

指定書式(ゼロ・エネ型 BELS用)

悪い撮影例

白黒写真の提出は不可



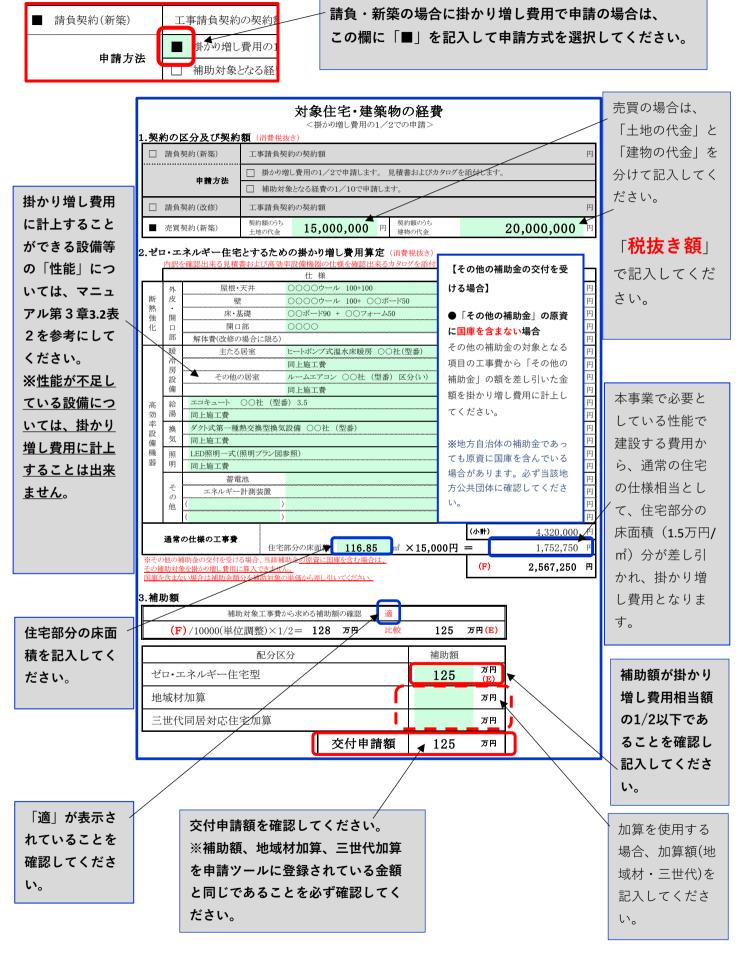
看板がない写真、周辺状況等 が不明瞭な写真(敷地全景が確 認出来ない)は不可 看板が遠くて記載している項目が読めない写真は、申 請書類として受理出来ません。

看板は周辺状況とともに明瞭に撮影してください。

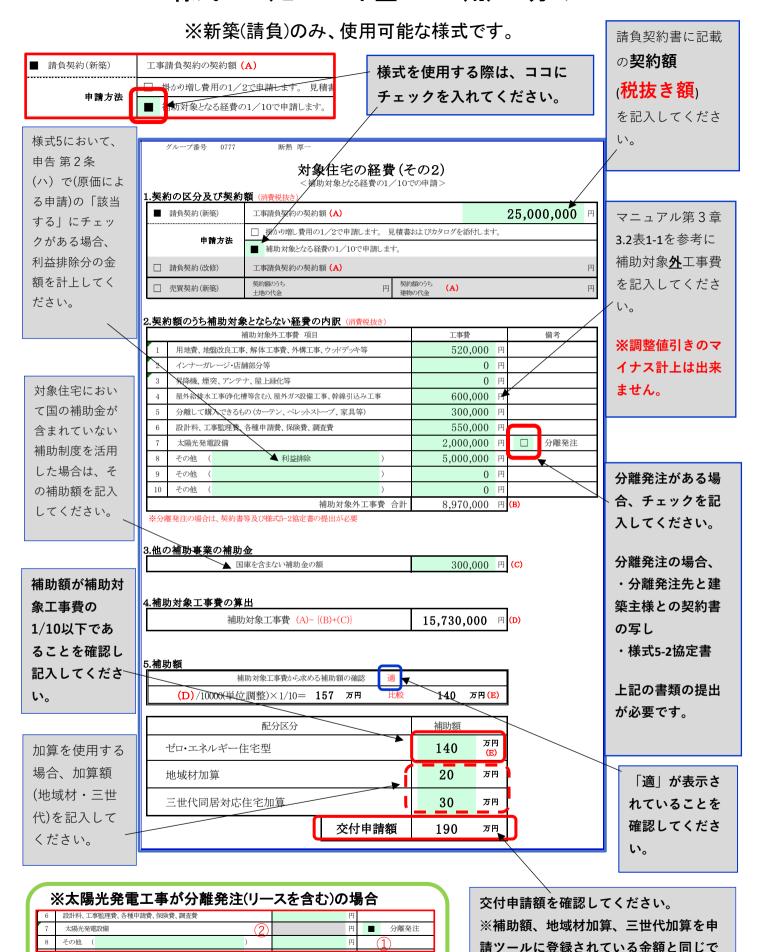
看板の写真が遠くて不明瞭の場合は、看板のみを近接 で撮影した写真を併せて提出してください。

様式4(ゼロ・エネ型 BELS用)掛かり増し

※掛かり増し費用を算出して申請する場合に作成する様式です。 見積書及びカタログ等の提出が必要です。



様式4-2(ゼロ・エネ型 BELS用)10分の1



② 金額の記入は不要です。

① 太陽光発電設備欄の「分離発注」にチェックを記入してください。

あることを必ず確認してください。

様式5(ゼロ・エネ型 BELS用)

写しを提出

請負契約書の締

結が紙媒体では

ない場合(電子

契約)は、申告

欄にチェックを

記入してくださ

建築主の押印に

ついては、印鑑

の証明ができる

実印とし印鑑登

録証明書の原本

(三ヶ月以内に

発行されたも

ください。

の) を提出して

·採択通知日以

・交付申請日前

降

かつ

い。

グループ番号 0777

断熱 厚一

令和2年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施規約

(要件等の確認)

第1条 甲及び乙は、令和2年度地域型住宅グリーン化事業(以下、「本事業」という。)に対する補助金(以下、「本補助金」という。)の交付 規程、マニュアル等をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを 知った場合、すみやかに相手及びグループ事務局に通知する義務を負う。

- 2 甲及び乙は本規約の締結をもって、以下の(イ)から(へ)の全ての事項について、了解したものとする。
- (イ) 本補助金の補助対象となる住宅・建築物について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない)
- (ロ) 本補助金を受けた住宅・建築物について甲は、注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行 わなければならないこと
- (ハ)本補助金で取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)を、処分制限期間(補助金受領後10年間又は耐用年数)内に処分 (補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいう。)しようとする時は、事前に 処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければならないこと
- (二) 交付決定が取り消された場合には本補助金の返還をしなければならないこと
- (ホ) 提出した個人情報は、実施支援室が国から本事業に係る本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的 の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助 事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータ が公表されることがあること
- (へ) 甲及び乙は、相手、グルーブ事務局又は実施支援室に連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないと実施支援室が判断した場合は、実施支援室が交付申請を無効とすることができることや交付決定を取り消すことができることを承知し、これについて実施支援室に一切の意義を申し立てないこと

(申告)

第2条 甲及び乙は、交付規程により制限される以下の(イ)から(ハ)の事項への該当の有無について、相互に申告する。なお(ロ)及び(ハ)については、乙にはその役員等(実質的に経営に関与する者を含む)を含むものとする。

(イ) 平成29年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと

(有りの場合の返還補助金の概要は別紙による)

- (ロ) 交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員であること、及び 暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること
- (ハ) 甲乙の関係が交付規程第5第4項及び第5項に規定する関係会社等の 関係にあること



※甲が複数の場合、何れかの者が申告内容に該当する時は(イ)は「有り」(ロバハ)「該当する」にチェック

- 2 前項の申告内容に虚偽等が存することが判明した場合に、本補助金交付申請に係る補助金交付決定が取り消され、また、交付された本補助金を返還することについて、甲、乙とも一切の意義を申し立てないものとする。
- 3 甲及び乙が、第1項において虚偽の申告を行うことで相手に損害を与えた時は、甲及び乙は当該損害についてその責任を負うことと する。

(交付申請等)

第3条 甲及び乙は、本規約締結後すみやかに、交付申請から本補助金の受領に至るまでの手続きを共同して行う。

- 2 本補助金の交付申請から補助金の受領に要する賭手続きについては、甲及び乙を代表して乙が行うものとする。
- 3 甲は、乙の行う手続きに協力するものとする。

日付は、 (補助金の還元)

第4条 乙は、本補助金の交付を受けたとき、受領した当該補助金相当額※について、直ちに現金の支払いにより甲に還元するものとする。
※補助額は、完了実績報告により実施支援室が適切と認めた後に乙に送付される「額の確定通知書」に記載されている額

(不承認)

第5条 名は、本補助金の交付が受けられない、または交付が見込まれる本補助金額が減額されることを知った場合、すみやかに甲に通知し、瓦いに誠実に協議を行うものとする。

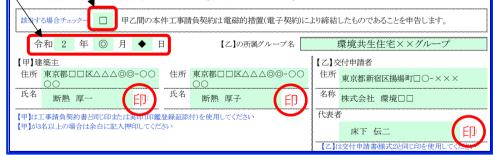
(消費エネルギー量調査への協力)

(有天 エイバイー 黒崎重・ツの助力) 第6条 甲は、本事業の完了後、居住開始の翌月からの1年間について、一次エネルギー消費量(電気、都市ガス、LPG、灯油、重油他)を 記録し、乙に提出するとともに、これらの資料について公開することを了承する。

(アンケート・ヒアリング・計測への協力)

第7条 甲は、本補助事業に伴い、乙より本補助事業に関する事項及び本建物についてのアンケート・ヒアリング・計測などをする場合、これらに協力するものとし、その資料について公開することを了承する。

甲及び乙は、補助金の交付を受けるため、本規約を互いに確認し、本規約に従って補助事業を実施するものとして、本規約を2通作成し、 それぞれ保管するものとするとともに、乙の写しを実施支援室に届け出ることとする。



1建築主につ

いて(イ)、(ロ)の それぞれ当ては まる項目に チェックを記入 してください。

②交付申請 者(施工事業

者)について (イ)、(ロ)のそれ ぞれ当てはまる 項目にチェック を記入してくだ さい。

③建築主と 交付申請者 の関係につい

て当てはまる項 目にチェックを 記入してくださ い。

※甲(建築主)乙(交付申請者)が関係会社等の場合

(ハ)欄の該当するのどちらかにチェックを記入してください。 (原価による申請の場合、利益相当分を補助対象工事から除く)



押印に使用する印鑑は、

- ●交付申請者⇒様式2と同じ代表者印
- ●建築主 ⇒請負契約書と同じ印

※建築主様の押印が請負契約書と違う場合は、

印鑑登録証明書の原本(三ヶ月以内に発行された もの)をご提出ください。

様式5-2(ゼロ・エネ型 BELS用)

写しを提出

令和2年度地域型住宅グリーン化事業に関する協定書

| 関語、厚一 | 「株以 利采上サ 上記、新築工事(以下、「本工事」という)において建築主(以下、「甲」という)、交付申請手続きを行う施工事業者(以下、「乙」という)、甲乙間 の請負契約とは別に甲と請負契約を結んだ施工事業者(以下、「丙」という)は、以下の内容で協定を締結する。

建築主の記

入があるか 確認してく

ださい。

(連名の場

合は、代表

となる一

名)

甲と丙(分離発 注先)の請負契

約書の締結が紙 媒体ではない場 合(電子契約)は、

申告欄にチェッ クを記入してく

ださい。

建築主の押印に ついては、印鑑

の証明ができる 実印とし印鑑登

録証明書の原本

(三ヶ月以内に 発行されたも

の) を提出して ください。

(目的)

分離発注工事がある場合のみ提出

甲、乙及び丙は、令和2年度地域型住宅グリーン化事業(以下、「本事業」という。)の趣旨を理解し、長質な住宅を申に提供する。

第2条

、 分離発注によって複数の施工事業者が本工事を行うため、乙と丙のうち乙を施工事業者の代表とする。また乙が中心となって施工事業者に 関わる本事業の要件を満たす。

💈 本事業に関する諸手続き等については、甲、乙及び丙を代表して乙が行い、補助金の還元については乙、丙を代表して乙が行うものとす る。また甲及び丙は乙の求めに応じて手続きに協力する。

第3条

、 甲、乙及び丙は、本事業に対する補助金(以下、「本補助金」という。)の交付規程、マニュアル等をよく参照し、それぞれ交付対象の要件 に合致することを確認する。甲、乙及び丙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手及びグループ事務局に通知する 義務を負う

- 2 甲、乙及び丙は本規約の締結をもって、以下の(イ)から(ト)の全ての事項について、了解したものとする。
- 本補助金の補助対象となる住宅・建築物について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付対象 部分を除く部分は、この限りではない)
- 本補助金を受けた住宅・建築物について甲は、注意を持って管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わな ければならないこと
- 本補助金で取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)を、処分制限期間(補助金受領後10年間又は耐用年数)内に処分(補 助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいうしようとする時は、事前に処分内容 等について、国土交通大臣の承認を受けなければならない、これは補助対象外の設備・部材であっても、要件に係わるものすべてに 適田されステレ
- 提出した個人情報は、実施支援室が国から本事業に係る本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的**夕**範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施 上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデ
- 甲及び乙は、相手、グループ事務局又は実施支援室に連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続すきないと 実施支援室が判断した場合は、実施支援室が交付申請を無効とすることができることや交付決定を取り消すことができることを承知し、こ れについて実施支援室に一切の意義を申し立てないこと
- 甲、乙及び丙は、本事業の手続きに使用する書類、本補助事業で行われるアンケート等について、すみやかに準備し、協力して行う こと
- 本協定書内に定めのない項目については、甲と乙にて締結された「令和元年度地域型住宅グリーン化事業 共同事業業施規約」に準 じること

(申告)

第4条

、 甲及び丙は、交付規程により制限される以下の(イ)から(ハ)の事項への該当の有無について甲及び乙に申告する。な材(ロ)及び(ハ)につ いては、丙にはその役員等(実質的に経営に関与する者を含む。)を含むものとする。

- (イ) 平成29年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第1 3条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと
- (ロ) 交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員でないこと、及び暴力団又は暴力団 員との不適切な関係にあること
- (ハ) 甲丙の関係が交付規程第5第4項及び第5項に規定する関係会社等に該当すること

有り 該当する(工者見積)

前項の申告内容に虚偽等が存することが判明した場合に、本補助金交付申請に係る補助金交付決定が取り消され、また、交付された本補 **助**金を返還することについて、甲、乙、丙とも一切の意義を申し立てないものとする。

3 甲及び方が、第1項において虚偽の申告を行うことで相手に損害を与えた時は、甲、乙及び方は当該損害についてその責任を負うこととす

甲乙及び内は、補助金の交付を受けるため、本協定書を互いに確認し、本協定書に従って補助事業を実施するものとして、本協定書を3通作成し、それぞれ保管するものとするとともに、乙の写しを実施支援室に届け出ることとする。

日付は、

·採択通知日以

降

かつ

・交付申請日前



※甲(建築主)丙(分離発注先)が関係会社等の場合

(ハ)欄の該当するのどちらかにチェックを記入してください。

(原価による申請の場合、利益相当分を補助対象工事から除く)

	丙について						
(1)		無し			有り		
(口)		該当しない			該当する		
	甲石の関係について						
(/\)		該当		該当す	る(三者見積)		
		しない		該当す	る(設計原価)		
		_	-				

押印に使用する印鑑は、

- ●交付申請者⇒様式2と同じ代表者印
- ●建築主 ⇒請負契約書、様式5と同じ印
- ●(丙)施工事業者 ⇒会社の代表者印

※建築主様の押印が請負契約書と違う場合は、

印鑑登録証明書の原本(三ヶ月以内に発行されたもの) をご提出ください。

①(丙)施工事

業者(分離発

注先)について

(イ)、(口)のそれ

ぞれ当てはまる

項目にチェック

を記入してくだ

②建築主と

分離発注先

の関係につい

て当てはまる項

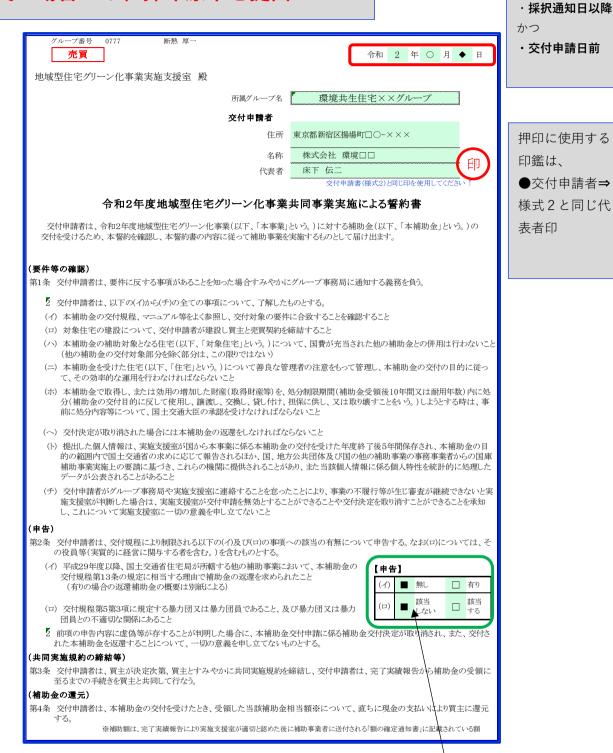
目にチェックを

記入してくださ

さい。

様式5-3(ゼロ・エネ型 BELS用)

売買の場合のみ、押印原本を提出



交付申請者について当てはまる項目にチェックを記入してください。

日付は、